

回答自治体名： 浪江町役場

担当課室： ふるさと再生課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

【当町の除染実施計画上の状況】

浪江町は、除染特措法第 25 条に基づき除染特別地域と指定されており、同法 28 条に基づき特別地域内除染実施計画（浪江町）を平成 24 年 11 月に策定している。この特別地域内除染実施計画については、同法 29 条の要件により、平成 25 年 12 月に計画の改訂がされ、当町内の除染完了時期を平成 28 年 3 月 31 日までとしている。現段階（平成 27 年 4 月）において本計画内における除染実施対象地域と指定されている、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染施工状況が約 20%程度の状況。

【意見】

本除染実施計画においては帰還困難区域については、除染モデル実証事業の結果後に検討としているが、当町の帰還困難区域は町中心部より西側の高地にあり、町民からは低地のみの除染を進めても高線量地域である高地の除染を進めなければ、いずれ高地からの放射性物質が低地へ流れるという意見を多数出ている。

また、森林除染については生活圈より林縁 20m のみを除染することとしているが、浪江町内の住宅は森林（山間部）に囲まれている住宅が多いため、森林を面的に除染して頂かないと上記同様、放射性物質が住宅へ流動するのではないかという意見も出ている。

当町においては、これから復旧復興を進めなくてはならないが、そのためには町内の面的除染を早期除染に施工することが必須である。そのためには町民への除染作業及び除染廃棄物仮置場への理解（リスクコミュニケーション）が重要であるが、いまだに理解不足している点が多々ある。本件については、きちんと説明出来る人材の確保及び人材育成が重要であることと考える。

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

今後、除染廃棄物、インフラ復旧工事の建設副産物等が増加していき、仮置場の確保も住宅密集地に置いては困難である。中間貯蔵施設の早期建設・早期受け入れ開始を望みます。

ご協力ありがとうございました。